

# 伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは**伐採造林届**の提出が必要です。
- **伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 (縮尺は任意です)
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
他法令の許認可関係書類 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当する場合のみ</span>	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">届出者が土地所有者でない場合</span>	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
<p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p> <p>① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合</p> <p>② 境界杭などにより境界が明らかな場合</p> <p>③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合</p>	
市町村長が必要と認める書類	伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類 (各市町村にお問合せください)